

チ ャ ム 規 約

第1章 総則

(名称・所在地)

第1条 本会の名称は「広島廿日市ボーイズ」(以下、本会という)と称し、中学部で構成し廿日市市上平良 1220 に事務局を置く。

(目的)

第2条 本会は公益財団法人日本少年野球連盟広島県支部に所属し、連盟の目的達成に寄与する。

(事業)

第3条 本会は目的達成のため具体的に以下の事業を行う。

- (1) 少年野球の振興、指導及び少年野球団体に対する管理・監督
- (2) 少年に適した野球の調査、研究、普及
- (3) 少年野球の指導者、審判等の養成
- (4) 野球を通じ少年の心身の健全な育成
- (5) 規律を重んじる明朗な社会人としての基礎の育成

第2章 会員

(入会要件)

第4条 本会に入会を希望する者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 本会の目的に賛同し、野球活動の振興を図り健全な心身の者であること。
- (2) 本会の定める諸規定を遵守するものであること。

(会費)

第5条 本会において定める会費を納入しなければならない。

会費とは次の項目をいう。

- ・入会金 5,000 円
- ・月会費 10,000 円
- ・臨時会費、各登録諸費用

(入会)

第6条 本会に入会しようとする場合は、所定の手続きに従い申し込むものとする。

(会員資格の喪失等)

第7条 会員の資格は、退会・除名・死亡等により喪失する。

第3章 組織

(役員の種類別)

第8条 本会に次の役員を置く

- (1)代表 1名
- (2)副代表 若干名
- (3)会計 1名
- (4)監査 1名
- (5)総務 1名
- (6)保護者会代表 1名
- (7)審判員 2名

(役員を選任)

第9条 役員は、代表が選任し総会において承認を得る。

- 2 代表の家族・親族は役員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第10条 代表は、本会を統括し全ての責任と権限を有する。

- 2 副代表は代表を補佐し、代表に事故があった時は又は代表が欠けた時は代表が予め指名した順序によって会務を分掌する。

- 3 会計は会計事務を行う。

- 4 監査は次の業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査する。
- (2) 代表、その他役員の業務執行の状況を監査する。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見した時は、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めた場合は、総会の招集を請求する。

(役員任期)

第11条 代表以外の役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その任務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第12条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の構成)

第13条 総会は会員をもって構成する。

(総会の機能)

第14条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議し代表に進言する。

(総会の開催)

第15条 通常総会は、毎年度決算終了後2カ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第10条5項(4)号により監査から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第 16 条 総会は代表が招集する。

- 2 代表は、前条第 2 項(2)(3)号の規約による請求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。
- 3 会議を招集するときは、会議の目的たる事項、日時及び場所を示して少なくとも開催日の 7 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第 17 条 総会の議長は、その総会において出席した会員のなかから選出するか代表が指名する。

(総会の定足数)

第 18 条 総会は、会員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することが出来ない。

第 5 章 会計

(資金)

第 19 条 本会の資金は以下のものとする。

- ・会費
- ・事業等による収入
- ・寄付金、賛助金
- ・その他雑収入金

(資金の管理)

第 20 条 本会の資金管理は会計が行う。運営状況は逐次代表に報告する。

(予算及び決算)

第 21 条 本会の予算及び決算は監査の承認を得る。

資産及び会計

(会計年度)

第 22 条 本会の会計は、毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日に終わる。

(事故の責任)

第 23 条 本会の活動に際しては、諸規約及び施設管理者並びに指導者の指示に従い自己の責任において行動するものとする。また、練習・試合活動中、遠征途中の盗難、傷害などの事故についても本会及び指導者等に対し一切の損害請求しないものとする。

(保険の加入)

第 24 条 本会員はスポーツ安全保険に加入しなければならない。よって、活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応となる。

第 6 章 細則

(規約の改正)

第 25 条 この規約は、総会において会員の 4 分に 3 以上の議決を得なければ変更することはできない。

付則

1. この規約は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。